

公益社団法人福山観光コンベンション協会  
学会・会議等視察支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人福山観光コンベンション協会は、福山市内で学会、会議、総会、研究会、その他これらに類するもの（以下「学会・会議等」という。）の開催を検討している者に対して、市内の会場、ユニークベニュー、宿泊施設等の視察に要する経費の一部を助成することにより、本市における学会・会議等の開催を促進することを目的として予算の範囲内で学会・会議等視察支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付について関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 主催者

学会・会議等を主催し、又は主催を予定する団体、法人、大学その他これらに類する組織をいう。

(2) 視察

福山市内において学会・会議等の開催を検討するために行う会場、宿泊施設等の現地確認を目的とする訪問をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、「公益社団法人福山観光コンベンション協会コンベンション助成金交付要綱」に基づく助成対象となり得る学会・会議等の主催者又は当該主催者から委託を受けた運営会社等であって、視察により福山市内での新たな学会・会議等の開催が見込まれるものとする。ただし、スポーツ大会及び文化・芸術分野における競技会的主催者は除く。

2 前項の規定にかかわらず、開催地が既に決定している学会・会議等は対象としない。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、視察に必要な以下の経費とする。

(1) 交通費

公共交通機関を利用した場合の移動に要する経費（航空運賃、鉄道運賃等）

ただし、特別車両料金（グリーン料金等）その他これに類する加算料金は除く。

(2) 宿泊費

福山市内における宿泊に要する経費

(3) その他

視察の実施に当たり必要と認められる経費（施設入場料、体験料、ガイド料等）

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の実支出額の範囲内とし、1名につき

50,000円を上限とする。ただし、1団体につき100,000円を上限とし、交付は1団体につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、視察の1か月前までに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 学会・会議等視察支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 視察行程表
- (3) 宿泊施設名及び視察に係る費用が明示された見積もり明細書又は積算書
- (4) 開催を検討している学会・会議等の概要がわかるもの

（助成金の交付決定）

第7条 会長は、助成金の申請があったときは、その内容を審査し助成金の交付が適当と認められる場合、交付決定を行い、学会・会議等視察支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（変更等の申請）

第8条 交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、当該視察を中止、助成金交付申請を取下げ、及び対象経費を変更しようとするときは学会・会議等視察支援助成金交付変更承認申請書（様式第3号）を会長に提出するものとする。ただし、対象経費に変更がない場合は、この限りでない。

（実績報告及び請求）

第9条 交付決定は、視察終了後1か月以内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 学会・会議等視察支援助成金実績報告書兼請求書（様式第4号）
- (2) 助成対象経費に関する領収書等の写し
- (3) 視察レポート（様式第5号）

（助成金額の確定及び交付）

第10条 会長は、前条の実績報告書兼請求書を受理したときは、当該報告書を審査し、報告内容が助成金の交付決定の内容及び交付条件に適合すると認められる場合、交付する助成金の額を確定し、学会・会議等視察支援助成金交付確定通知書（様式第6号）により主催者に通知し、助成金を交付する。

（助成金交付の取消及び返還請求）

第11条 会長は、交付決定者の提出書類に誤り又は虚偽の記載があると認めたときは、助成金の交付を取り消すものとする。この場合において、交付決定者は、既に交付された助成金の全部又は一部返還しなければならない。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消すときは、交付決定取消通知書（様式第7号）により通知する。

（補足）

第12条 この要綱に定めのない事項については、会長が別途定める。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。